

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成26年12月5日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

12月5日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第64号所管分の審査	2
質疑（嶋野浩一郎委員、南野直司委員、大澤千恵子委員）	
議案第73号の審査	10
補足説明（次世代育成部長）	
質疑（南野直司委員、嶋野浩一郎委員、大澤千恵子委員）	
議案第74号の審査	14
補足説明（教育総務部長）	
質疑（南野直司委員、東久美子委員、嶋野浩一郎委員、大澤千恵子委員）	
議案第79号の審査	26
議案第80号の審査	26
採決	26
閉会の宣告	27

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成26年12月5日(金) 午前10時 開会
午前11時51分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 安藤 薫 副委員長 大澤千恵子 委員 東 久美子
委員 南野直司 委員 嶋野浩一朗

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也
教育総務部長 山本和憲 総務課長 溝口哲也 子育て支援課長 木下伸記
次世代育成部長 登阪 弘 同部参事兼こども教育課長 小林寿弘

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 川本勝也 同局書記 長澤佳子

1. 審査案件

議案第64号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第73号 摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例制定の件
議案第74号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例制定の件
議案第79号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件
議案第80号 摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○安藤薫委員長 おはようございます。
ただいまから、文教常任委員会を開会
します。

初めに、理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

師走、何かとお忙しいところ、委員会
をお持ちいただきまして大変ありがとう
ございます。

本日は、先日の本会議で付託されまし
た案件についてご審査をいただくわけ
ですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いた
だきますよう、よろしく願いいたしま
す。

一旦中座させていただきます。

○安藤薫委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、嶋野委
員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に
配付しています案のとおり行うことに異
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 異議なしと認め、その
ように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第64号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質
疑に入ります。

質疑のある方、どうぞ。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 おはようございます。

それでは、第64号につきまして質問
をさせていただきますと思います。

まず、児童福祉費負担金でございます
けれども、今回、国庫支出金と府の支出
金が計上されておられまして、これに基

づいて支出もされていくということで
ございます。

聞くところによりますと、どこの自治
体におきましても、この負担金というか、
こういったサービスの需要というものが
伸びているんだというお話をお聞かせい
ただきました。そういうことについて、
どのように分析をされておられるのか、
この際お聞かせをいただきたいと思い
ます。わかる範囲で結構ですので、お聞
かせいただきたいと思ひます。

それから、債務負担行為でございま
して、当委員会にかかわるものとして3
事項あると思っておりますけれども、そ
れぞれ今回この債務負担行為をされると
いったことは、今後、事業を進捗して
いく上で、タイミング的にこの時期し
かなかつたのかと思うわけでござい
ますが、その点につきましてもお聞
かせいただきたいと思ひます。

以上です。

○安藤薫委員長 それでは、答弁を
求めます。

木下課長。

○木下子育て支援課長 そうしました
ら、私から子育て支援課に係るご質問
についてご答弁申し上げます。

サービスの需要が伸びていること
についてということでございますけれど
も、この事業につきましては、今年度、
機構改革によりまして保健福祉部から
教育委員会に所管替えになった事業
でございまして、児童福祉法に基づ
いて実施をさせてもらっております。
身体障害、知的障害、精神障害の3
障害のほかに、療育の必要があると
認められた児童を対象とした通所の
サービスを提供するものとなっております。

平成24年度に制度が発足いたしま
したけれども、まず事業所の数が非常
に増

加してきております。それが、サービス量の増加につながっていると考えております。

年度ごとの月平均の利用人数を申しますと、平成24年度で123人、それが平成25年度には169人、平成26年度、10月までの平均となりますけれども、186人に増加してきております。

また、年間の利用件数につきましても、平成24年度が1万39件、平成25年度が1万6,386件、平成26年度、年間の現時点での見込みでございますが、1万8,000件から1万9,000件程度と予測しております。

この中でサービスの種類が幾つかございますが、特に就学時の放課後等デイサービスという事業が全体の給付費に占める割合が伸びてきております。これが非常に大きい要因と思っております。ちなみに、割合としましては、平成24年度が33.9%、平成25年度が52.7%、平成26年度、10月時点での数字でございますが、57.5%となってきました。給付費も大幅に伸びてきているという状況でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○安藤薫委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 こども教育課に係ります債務負担行為につきましてご説明をさせていただきます。

民間保育所施設整備補助事業として債務負担行為を上げさせていただいておりますけれども、この分につきましては、本市におきましては、保育所の待機児童解消というのが急務でございます。とりわけ安威川以北地域の待機児童については対策が必要であると考えております。

そういうような中、社会福祉法人桃林会さんのほうから、来年、平成27年5月にみなみせんりおか保育園の分園を学

園町に開設したいという意向がございました。大阪府と協議いたしましたところ、平成26年度中に施設整備に着手することであれば、平成27年度に整備完了がまたがったとしても、平成26年度の大阪府安心こども基金、賃貸物件による保育所整備事業の対象事業となることとございました。そのようなことから、市として平成26年度に債務負担行為を行い予算の確保を行いまして、事業者のほうで入札、工事等、開設に向けての準備を進めていただきたいと思いますと考えてのものです。

○安藤薫委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、総務課に係ります債務負担行為の補正について答弁させていただきます。

今回、小学校耐震補強等事業と中学校耐震補強等事業で債務負担行為の補正予算を計上させていただいております。こちらの工事につきましては、現在、計画的に進めさせていただいております。来年度、平成27年度、耐震化率100%達成の目標に向けて、現在進めさせていただいております。

今回、12月議会において債務負担行為の補正予算を計上させていただくことについてでございますけれども、現在、東日本大震災等の復興事業や東京オリンピック等の工事が現在進められておるところで、職人の確保がなかなか難しいという現状等や、資材の高騰等で、他の自治体によっては入札不調が発生しているというような情報も聞いております。

今回、平成27年度につきましては鳥飼小学校の耐震補強等工事が、工期が1年度にわたるといこともございまして、早い時期に前年度に入札行為等をさせていただき予定で進めさせていただいて、

先ほど申しましたように、できるだけ職人等の確保も早目に進めさせていただくということもございまして、今回の12月議会で債務負担行為を計上させていただくということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○安藤薫委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 それでは、再度質問をさせていただきたいと思ひます

本当に詳しくご答弁いただきましてありがとうございます。

通所支援なんですけれども、木下課長から答弁いただきまして、放課後デイサービスの需要がふえているというお話をいただきました。平成24年度が全体の割合の33.9%だったものが、平成26年度10月末現在で57.5%ということで、これはやはり子どもたちが放課後にどのように過ごすのかということと非常に深く関係していると思ひます。

たしか、この間決算の委員会であったと思ひますけれども、子どもたちが、特に小学生が放課後にどのような場所でどのように過ごしているのかということについては、詳しく調べていただきたいというお話をさせていただきました。今すぐにそれが、回答が出てくるというわけでないということは私も理解をしておりますので、そういったことを含めて、今後、子どもが放課後にどのように過ごしていくのかということについて、摂津市として、まずはその基本となる理念をしっかりと定めていただいて、それに基づいて民間の事業者に協力をしていただくべきところは協力をしていただきながら進めていただきたいと思ひますので、これは要望として申し上げたいと思ひます。

それから、債務負担行為のところでご答弁いただきました。

1点お聞かせいただきたいのは、民間

保育所の施設整備のことでございまして、平成27年5月の分園に向けてということで小林課長からお話を聞かせていただいたところでございますけれども、今、とりわけ安威川以北の待機児童の解消といったものは非常に大きな課題だということで、これは皆さん一致をした認識だろうと思ひているところでございますが、今回この分園することによって、どの程度の定員等があるのか。一度、その点につきましてはお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、耐震補強のところでございまして、溝口課長からご答弁いただきました。

非常に長期にわたって補修されるということをお聞かせいただいたところでございますけれども、これはもうこの場ではお聞きしませんけれども、そのことによって鳥飼小学校の児童にいろいろな、特に体育の授業等で影響が出てくるのかなというように思ひます。今日は債務負担行為でございますので、詳しいことにつきまして聞くことはございせんけれども、ぜひ、そういったところもしっかりと焦点を当てていただいて、体育といったものも非常に大きな子どもたちにとっては授業でございますので、その点もいろいろと工夫をしていただいて、特に体育という観点からのアプローチをよろしくお願ひしたいと思ひしております。

1点だけ、よろしくお願ひいたします。

○安藤薫委員長 それでは、分園と待機児童の問題について、小林参事、お願ひします。

○小林次世代育成部参事 待機児童解消に向けた民間保育園の分園ということでございますけれども、11月1日現在、摂津市内の実待機児童数というのが117名ということで発表させていただいて

おりますけれども、やはり、先ほど申しましたように、その中でも安威川以北の待機児童数というのが、大体70%から75%になっております。

今度のみなみせんりおか保育園の分園は、その中でも特に待機児童が多いゼロ歳・1歳・2歳を対象とした分園でございまして、定員も当初20名として開設をされるとお聞きしております。将来的にはもう少し定員の増も、余裕のある施設でございまして、検討していきたいとおっしゃっております。

以上です。

○安藤薫委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 要望とさせていただきたいと思っておりますけれども、具体的な数字をお聞かせいただきました。ありがとうございます。

今回のこの分園といったものは、これから摂津市の待機児童の問題を考えたときには、いろいろな可能性を持った取り組みだと思っておりますので、ぜひこれを成功裏に納めていただいて、こういった取り組みが広がっていくことを期待させていただきまして、質問を終わりたいと思っております。

○安藤薫委員長 ほかにございませんか。
南野委員。

○南野直司委員 私から何点かお聞かせいただきたいと思っております。

民間保育所施設整備補助事業について、先ほどいろいろ説明がありましたけれども、もしこの補助の内訳と申しますか、中身についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、もう1点は小学校耐震補強等事業、それから中学校耐震補強等事業について説明がありましたけれども、鳥飼小学校ということで出ておりましたけれども、中学校に関してもどの学校かという

部分ですね。この債務負担行為の金額の中身についてお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

小林参事。

○小林次世代育成部参事 民間保育所施設整備補助事業の4,725万円の内訳でございまして、その債務負担行為の金額の根拠と申しますのは、施設整備費及び賃貸物件でございまして、借り上げに対する補助を含む金額でございまして、算出の根拠といたしましては、施設整備費として補助基準額に補助率を掛けまして、補助額1,650万円と賃貸料補助が3,075万円の、合計4,725万円の内訳でございまして。

なお、債務負担行為を設定いたしまして、平成27年度当初予算でこの歳出金額を市として組みますけれども、先ほど申しました大阪府の安心こども基金のほうから補助基準額に対する補助額がそれぞれございまして、実際の市の支出額については、少なくなる予定でございまして。

○安藤薫委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 それでは、小学校、中学校耐震補強等事業に係る答弁を申し上げます。

小学校につきましては、先ほど鳥飼小学校の耐震補強工事の説明をさせていただいておりますけれども、耐震補強ではございませんが、小学校におきましては別府小学校の大規模改修工事を予定させていただいております。

あと、中学校につきましては、第一中学校、第二中学校、第四中学校の耐震補強工事を予定させていただいております。

耐震補強工事以外につきましても、施設の老朽化に伴いまして改修工事を予定

させていただきます。外壁改修工事や屋上防水工事、その他工事といたしましてトイレ改修等の工事も予定させていただきます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。詳しくご説明いただきましてありがとうございます。

民間保育所施設整備補助事業について、みなみせんりおか保育園の分園ということで開設されるということで、定員が20名から、また少しふえるというご答弁もあったと思います。待機児童解消に向けていいことだと思っております。

このような形で手を挙げていただいて、またそういったマンションの1室を利用して保育園を開所されるというのも、いいことだなと思っておりますので、積極的に待機児童解消に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

小学校と中学校の耐震に関しましては、平成27年度中に100%ということを取り組みを進めていただいております。

これは要望ですけども、あわせて非構造部材の耐震化といいますか、改修もあわせてしていただきたいのと、先ほど職人さんの確保とか、あるいは資材の調達等々のお話もご答弁があったと思います。学校施設でございますので、工期をきちりと、決められた工期に完了ができますよう、子どもたちの勉強に支障を来さないように、また地域の方の利用されるイベント等々もありますので、その辺もしっかり考えながらスケジュールを組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかにございますか。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 それでは、一般会計

補正予算の方で、先ほどから質問は出ておりますけれども、通所給付費の件でございます。

この通所給付費の件でございますが、先ほどご説明がありましたように、非常に増加してきているという現状がございます。これに関しまして、内訳といたしまして、そのうちの放課後等デイサービスの分は大体、総額幾らぐらいになっているのか。それから、そのほかの部分に関しての金額、これも教えていただきたいと思っております。

それから、利用人数ですね。先ほど未就学児、小学生、中学生、高校生、この利用人数をお答えいただいておりますけれども、この未就学時に関しましての部分と、それから小・中・高生の部分、これに関しての利用数、これもお聞かせいただきたいと思っております。

それから、今現在、この摂津市内にある事業者数、こちらもう一度確認をさせていただきます。

それから、この事業所の中で一番多く利用されているところ、こちらもお答えいただきたいと思っております。

それから2点目でございますが、民間保育所施設整備補助事業でございます。平成26年度の工事着手ということでございますけれども、桃林会さんとお話をされて分園という形をとられるということをご説明いただきました。この桃林会さんが、聞くところによりますと、こども園に移行したいというような意向もございまして、例えばこの桃林会さんが今度の分園の分をこども園に移行したいと行く行くはおっしゃったときに、それが認可されるものなのか、されないものなのかをお答えいただきたいと思っております。

それから、大阪府の安全こども基金と、それから今回も多額の市からの補助も出

ておりますし、国の補助も出ておりますけれども、こちらに関して、先ほどご説明いただいたように、ゼロ歳から1歳・2歳・3歳の待機児童解消を、実際この分園をすることによって、全体からどれぐらいの解消がなされているのかというパーセンテージをお答えいただければと思います。

それから、もう一つ、3点目でございますが、小学校耐震補強等事業でございます。こちらは1月か2月に入札をして、2月の定例会でというスケジュールで進むということでございますので、こちらのスケジュール等は、各団体や学校、自治会、こういったところに周知がされているのか。鳥飼小学校に関しましては1年おくれという形で、地区体育祭も中止というような現状がございましたので、そのあたり、もう一度、再度、そういった各団体や自治会にもこのタイムスケジュール的なことはお伝えしているのかどうかということをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、3点です。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、通所給付費に係るご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の放課後等デイサービスなどを含めた歳出の種類別の給付費の内訳でございます。平成25年度決算額で申しますと、まず一番多いのが、先ほど申されました放課後等デイサービスが8,762万6,000円、次に多いのが未就学児に係りますサービスで、児童発達支援が6,128万2,000円、そのほか医療型児童発達支援が688万2,000円、障害児相談支援が880万1,000円などとなっております。

次に、利用人数の内訳でございますけれども、平成26年度の現時点で、通所給付費全体の利用人数で申しますと、まず未就学児の方が105名、それから小学生の方が97名、中学生の方が19名、高校生の方が13名となっております。

さらに、事業所の数ということでございますけれども、現在、通所サービスの事業所といたしましては、本市内10か所でございます。これは、市立つくし園、めばえ園も含めての数となっております。ちなみに、このうち放課後等デイサービスを実施している事業所につきましては8か所となっております。

一番多く利用されている事業所はどこかというご質問でございますけれども、まず全体の通所の事業所の中で、平成25年度決算の給付費で申しますと、市立つくし園、こちらが一番大きな額となっております。また、放課後等デイサービスだけを見た場合につきましては、千里丘東2丁目に事業所があります癒す手さん、この事業者さんが一番大きい金額となっております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 溝口課長。

○溝口総務課長 耐震補強工事に係る質問について、今後のスケジュールをどこまで各学校や団体、自治会等に周知されているかといった内容のご質問であったかと思っておりますけれども、今回、債務負担行為の補正予算を計上させていただいておりますので、議会で議決いただきましたら、正式に学校等々、周知させていただく予定でございます。

事務局内部では予定での事務ということで進めさせていただいておりますけれども、当然、学校での体育祭等、影響がございますので、その日程等につきましても、学校長を含めまして、学校とは調整

を進めさせていただいているところでございます。正式には、地元等には、今後議決いただいた後で周知させていただく予定でございます。

○安藤薫委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 みなみせんりおか保育園の分園の考え方でございますけれども、みなみせんりおか保育園、今年度の8月にオープンいたしましたけれども、現在、子ども・子育て支援新制度の移行に関しまして法人さんに調査をさせていただいておりますけれども、現時点では、みなみせんりおか保育園は、平成27年度は現状の保育所として運営されるとお聞きをしております。よって、分園についても保育所の分園という形で運営されることとなります。

今後、本園がこども園として移行されるという場合におきましても、分園については、施設の内容、規模等、あとゼロ・1・2歳を対象とした保育を必要とする方を対象とした施設と考えておりますので、本園がこども園になった場合であっても、分園については、保育の必要性のある方を受け入れる施設で運営されるものと考えております。

あと、この分園の開設によってゼロ歳から2歳の待機児童解消が期待されるのかといったご質問でございますけれども、保育園の開設によって、私どもも南千里丘地域、安威川以北地域の待機児童解消に大きな期待を寄せておったところでございますけれども、やはり新たな保育需要を生み出すといったこともございました。

ただ、分園は20名定員で、今後、将来的にもう少しの定員も増加を検討していただいております。とりわけ開園されます学園町地域、柳田地域には今まで保育所というのがございませんでしたので、

近隣の方にとっては身近な地域での保育所開設になって、待機児童解消の抜本的な対策にはならないかもわかりませんが、大きな一つの施策としては有効ではあるかと考えております。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 それでは、先ほどご説明いただきました通所給付の件でございますけれども、大体、市の負担金というたしまして5,000万円ぐらいということになると思っております。

これに関しましては、非常に年々増加していくという中で、この放課後デイサービスの事業者は、要は認可を受けなければならないということでございます。この認可は、大阪府がこの事業所の開設に対して認可をしているということをお聞きしておりますけれども、これがどんどんふえていっている状況でございます。ホームページを見ましても、この放課後デイサービスの事業開業支援というようなホームページがございまして、要は商売でやらないかというような感じの広告も出ているわけでございます。そうなってくると、どんどん商売としてされるところがふえていくのではないかなという懸念が感じられるということでございます。実際、1人当たり、この放課後デイサービスを受け入れると、約1万円ぐらいの補助が入るということでございますので、そういったことも考えますと、どこかでしっかりと管理をしていかないといけないのではないかなと思います。

開業自体の支援、開業する認可は大阪府でございますけれども、それに対して通所受給者証の資格を出すのは市でございますので、この受給者証の資格を出すときに、市でもしっかりと管理というか、精査しないといけないと思っておりますけど、今現状といたしましては、この受

給者証の資格の交付までの流れをご説明
いただきたいと思います。

それと、あと利用者なんですけれども、
この未就学児が今105名ということをお
聞きしております。この未就学時の1
05名が小学校に上がってくると、順番
に、段階的でございますけれども、小学
校、中学校がどんどんふえていく。今少
なくとも、増加するのは、これ否めない
かなと思っておりますが、そのあたりで、
実際事業所の数と、それから今後想定さ
れるであろう予測される数字と整合性が
とれていくのか、そのあたりは、市はど
う考えているのかお聞かせいただきた
いというふうに思います。

それから、民間保育所の件でございま
すけれども、少しでも待機児童の解消とい
うことで、市と桃林会さんとでしっかりと
お話をしながら進めていっていただく。
そして、またそれに残ってきた待機児童
の方々、この待機児童の方々も今後また
それに伴う対策を考えないといけないと
思いますので、しっかりと、補助が出る
からどんどんつくるということではなく、
やはり地域的なことも精査しながら考え
ていっていただきたいと思いますので、
これはもう要望とさせていただきます。

それから、小学校の耐震でございます
けれども、こちらは各団体にもしっかりと
周知をしていただいて、また、いろん
な意味でずれてくるようなことがないよ
うに、しっかりと行っていただきたい
と思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

以上です。

○安藤薫委員長 放課後デイサービスに
係わって、答弁を求めます。

木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、ご答
弁申し上げます。

まず、受給者証についてでございます
けれども、先ほども申しましたけれども、
サービスを受けられる方につきましては、
3障害のある方、それと障害手帳は保持
しておられなくても、療育の必要がある
と認められた子どもさんに対して提供を
しております。当然、必要な子どもさん
には早期の療育をしていくという観点か
ら、これまでも本市では保健福祉課、そ
れから家庭児童相談室、去年までは障害
福祉課などで連携して、必要な方につ
いて受給者証の発行をしまいいってきて
おります。

今後とも、必要な方について早期に療
育につなげられるように、各機関が連携
して取り組んでまいりたいというふうに
思っております。その中では、家庭児童
相談室や保健センター、それから医師等
により療育の必要が認められた子ども
さんを対象にするようになっております
ので、そのあたりで必要性の認定を、今
後もしてまいりたいと思っております。

また、もう1点の未就学児について、
小・中学校に上がった段階でまた必要
性が生じて、給付費がより伸びるの
ではないかというご懸念ではないかと思
いますけれども、それに関しましては、
今現在、国の取り組みといたしまして
相談支援というものがござい
ます。こちらにつきましては、サ
ービスの利用にあたりまして、
その方の支援に必要なこと、例
えば支援の方針であるとか解決
すべき問題、それから利用する
サービスなどを記載した総合
的な計画をつくるということに
なっております。いわゆる介護
保険でいうところのケアマネ
ジャーさんの役割になってま
いりますけれども、作成する
のは、指定を受けた相談支
援事業者というところが作
成をいたしております。ただ、
計画の作成のノウハウを持
っている事業所が

少ないことから、全国的には非常に低調でございまして、国でいいますと、少し古いんですが、去年の12月で約25%の方が、サービス利用者のうち、計画の作成が済んでいるという状況です。それから大阪府下では、ことし9月の段階で約31%の方となっております。

ただ、本市では、現在この事業所は鳥飼のつくし園と、それから香露園の教育センターの下にございます障害者総合相談支援センター、この2か所で実施しております。従来からノウハウを持っておりまして、計画を作成してきております。計画作成の割合につきましては99.5%となっております、府内でも飛び抜けて高い数字となっております。

利用者の状況の把握に努めながら、適正な計画を作成しているところでございますので、今後とも利用者の状況に応じたサービスの提供をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 国の制度のいろんな欠陥もございまして、なかなかこの制度が非常に大変な制度だというふうに私も思っております。その中で、この摂津市としては99.5%、非常に相談をしっかりと行いながらやっていただいているということに非常に高く評価をさせていただきます。

この放課後デイサービスに関しましてはもともと福祉分野の事業で、今回、教育委員会に平成25年度からかわっておりますけれども、この中身をしっかりと見ていただきたいというふうに思います。今10か所中、この放課後デイサービス8か所ありますけれども、これだけ国から、市から負担をしているわけでございますので、この放課後デイサービスが実際ど

ういう活動をしているのかという中身も、市は把握をしていただきたいというふうに思います。

特に、今、癒す手さんですかね、非常に多く利用をされている。この辺の千里丘東の方が多いのか、それから鳥飼のほうはちょっと少ないんですかね。つくし園さんがある関係なのか、ちょっとわからないですけど、そのあたりも含めてやはり分析をしながら、皆さんがしっかりと利用できるような形に進めていただくように要望をさせていただきたいというふうに思います。

事業者のこの認可の件に関しましては、また大阪府に、そういった余りにも事業者ができ過ぎるようなことにもならないように、そのあたりも、認可するときには大阪府にも、しっかりと市としても物を申していかないといけないのかなというふうに思いますので、そのあたり、福祉の分野でございますから、どうしても手薄になりがちなところもありますが、教育委員会もしっかりと管理をさせていただきたいというふうに要望とさせていただきます。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時39分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第73号の審査を行います。

補足説明を求めます。

登阪次世代育成部長。

○登阪次世代育成部長 議案第73号、摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例制定の件につきまして、補足説明させていただきます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、条例制定の趣旨について規定しております。地方自治法の規定に基づき、子育て総合支援センター遊戯室を、保育所運営の用途または目的を妨げない限度において市民の利用に供するものでございます。

第2条は、用語の定義について規定しております。

第3条は、使用時間としてセンター施設を使用できる時間を午後1時から午後9時、保育所が開所しない日曜日及び祝日については、旧三宅スポーツセンター開設時と同様の午前9時から午後9時までと規定しております。

第4条は、使用できない日として、12月29日から翌年1月3日までと規定しております。

第5条から第7条は、使用の許可、使用の制限、使用許可の取り消し等について規定しております。

第8条は、使用料の納付として、使用料を旧三宅スポーツセンター開設時と同額の30分につき250円とし、同様に市外利用団体については、市外料金として2倍の使用料を納付していただくことを規定しております。

第9条は、使用料の減免について、公益上その他特に必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができることを規定しております。なお、議案参考資料2ページ、摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例施行規則第7条において、対象団体、減免額を規定しております。

第10条は、既納の使用料は原則として還付しないことを規定しております。

第11条は、使用者が施設を使用する権利の譲渡等の禁止について規定してお

ります。

第12条は、使用者が施設の使用を終了したとき等の原状回復義務について、第13条は、使用者が故意又は過失により施設又は設備を損壊等したときの損害賠償義務について規定しております。

第14条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとした委任規定でございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日で、本条例は平成27年3月1日から施行するものでございます。第2項は、本条例の施行に伴い、摂津市暴力団排除条例の別表に当条例を加えるものでございます。

以上、議案第73号、摂津市立子育て総合支援センターの施設の使用に関する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○安藤薫委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 1点だけお聞きしたいと思います。

この子育て総合支援センターの施設の一部を、その用途または目的を妨げない限度において市民の方に利用していただくということで条例を制定されたということでございます。

この「その用途または目的を妨げない限度において」というのは、どうなのかなというふうになるんですけども、今までスポーツセンターの体育館として利用されておりまして、どのような団体等、クラブの方が利用されていて、引き続きその同じクラブ、団体の方に利用されていくのか。どんどん球技等、あるいは使っておられるかどうかわかりませんが、フットサルであったりバレーボールであったり、どんどんやってもらって

結構ですよというのか、あるいは柔道とか剣道とか、そういった球技以外のことで利用していただくということなのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○安藤薫委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 子育て総合支援センターの遊戯室という形で位置づけておりますけれども、旧の三宅スポーツセンターの体育室を活用して子育て総合支援センターという保育所の遊戯室という、まずは第一の目的で施設を整備しておりますので、保育所の子どもさんたちの活動が中心となります午前中については、保育所の利用に供したいと考えております。

お昼以降、また三宅スポーツセンター開設当時は夜9時まで開設し、地域の方々に開放しておりましたので、保育所の使用が、お昼寝等がありますので、そういったことも含めて、お昼1時から夜9時については一般開放をして、従来どおり地域の方々の、スポーツだけではなく、芸術、文化活動、さまざまな活動にご利用いただけたらと考えております。

ただ、あくまでも子育て総合支援センターの遊戯室でございますので、子育て総合支援センターの行事、またイベント、子育て総合支援センターは地域の活動拠点の地域子育て支援センターも兼ねておりますので、そういったところで行います行事、またその前日準備、片づけ、そういったときには、やはり本来の遊戯室という位置づけを最優先に考えながら、その支障のない範囲で一般開放をしたいと考えております。対象団体といたしましても、先ほど申しましたように、スポーツに限らず、いろんな活動に利用していただければと考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 今、南野委員も質問されておられましたけれども、当初は三宅スポーツセンターということで活用がされてきたわけです。その間、総合支援センターも当然業務を行ってきたわけでございます、この三宅スポーツセンターといっても、ない中でしてきたわけですよ。となると、要はその子育て総合支援センターからすると、非常に大きな変化が訪れたというように思います。特に午前中は遊戯室ということで自由に利用ができるというのは、それを使っている子育て総合支援センターを利用している子どもたちからすると、非常にいろんなことができるというように思っております。

そこで、子育て総合支援センターの職員の皆さんであるとか、あるいは、まだこれは話はされていないかもしれませんが、子どもをお預けになっておられる保護者の方等、こういった変化ができましたよということでもいろいろお話されると思いますけれども、一度そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

○安藤薫委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 子育て総合支援センターの遊戯室ということで、やはり我々も施設整備を図っていく中で、有効活用、やっぱり保育所、保育士、専門職員の視点での施設改修の検討が必要かと考えておりますので、毎週1回、建築担当課、あと業者と工程会議というのをやりながら図面を確認し、実際の工事に入っていているわけですが、その中でも、現場の子育て総合支援センターの所長が毎回入りまして、保育士の視点で、また子どもたちの利用の視点でいろいろアイデアを出していただきながら施

設整備を進めてまいりました。その中には、従来ありましたステージを取って、施設整備をする中で冷暖房完備のキッズルームという部屋を設ける、あと身体障害者用のトイレも設ける、シャワー設備を設ける、いろんな面でアイデアを出していただきながら施設整備をしてまいりました。いろんな行事、子育て総合支援センターでやっておりますけれども、屋外の施設、冬場であれば、大変つらいときなんかであれば、遊戯室も利用しながらできますし、先ほど申しました地域のイベントなんかは多くの方に参加していただける。保護者の方にとっても、いろんな参観であったり行事のときにゆったりと観覧していただくといった大きなメリットがあると思います。

子育て総合支援センターの保護者の方に対しても、工事の説明はさせていただいておりますけれども、完成後の利用の仕方を保護者の方に説明をしながら、有効活用が図れるようご相談もしながらアイデアを頂戴したいと思っております。

○安藤薫委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 小林参事から本当に詳しく答弁いただきまして、よく理解ができました。

これで平日の午前中、自由に使えるというのが、本当に大きな可能性を持っていると思います。

個人的な話をここですべきでないと思っておりますけれども、私のところにも子どもがおりまして、幼稚園に通っている一番下の子がおるんですけれども、そのときにどういった基準で我が家は幼稚園を選んだかということだけだったんです。そこで思い切り遊んでほしいと。そのことによって、体力もついていくだろうし、いろんなものも学べるだろうしというこ

とでさせていただきます。

もともとは三宅小学校があったわけです。小学校に体育館がありますから、これを子育て総合支援センターが持つというのが非常に大きなキャパシティーになるだろうと。今現在の子育て総合支援センターを見ると、決して広くない園庭の中で、工夫をされて子どもたちが遊んでいるわけです。本当に保育士の皆さんも工夫をされているんだと思いますけれども、これは非常に大きな可能性を持つわけでございますから、もっと本当にいろんな工夫をしていただいて有効に活用していただきたい。本当に子どもが就学前にどういったことをすることがいいのかということで、本当にメッセージとして発信できるようなさまざまな取り組みを、ぜひこれはお願いしたいということをお願いとして申し上げます。

○安藤薫委員長 ほかにございませんか。

南野委員、どうぞ。

○南野直司委員 子育て総合支援センターに今通っておられる児童の保護者の皆さんには周知をするということでありまして、市民の方へのこの貸し出しの周知方法をどのようにされるか、その1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

○安藤薫委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 今現在、改修工事を行っておりますけれども、改修工事が終わり次第、一般開放をさせていただきますけれども、一般開放については準備等も含め、3月から開放を予定しております。その関係で、市民の方へは2月1日号の広報であったりホームページ等で周知を行いまして、2月の上旬には施設の利用を希望される方に利用者説明会をさせていただいて、2月の中旬、下旬ぐらいから受付を開始したいと考えて

おります。その受付については、3か月先までの予約ができるということになりますので、例えば3月1日であれば6月1日まで、3月2日になれば6月2日をとれるといった形で、順次受付を進めていきたいと思っております。

市民の方には、こういった遊戯室を開放しますという周知をきっちり行いながら、十分に有効に活用していただけたらと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○安藤薫委員長 南野委員。

○南野直司委員 周知は非常に大事なことでと思いますので、またしっかり問題なくしていただくように、よろしくお願ひします。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかがございませんか。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 これに関して、1点だけ確認なんですけど、管理の委託される場所はもう決まっているんでしょうか。そこを確認させていただきたいと思ひます。

○安藤薫委員長 小林参事。

○小林次世代育成部参事 補正予算にも上げさせていただいておりますけれども、委託料を計上させていただいております。

運営委託先については、旧のスポーツセンター当時、貸し出し業務であったり施設管理業務等を行っていただいた団体もござひます。そういった団体も含めて、スムーズな運営をしていただけるような団体を選定して委託してまいりたいと考えております。現時点では、確定はしてありません。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 非常にイレギュラーな形の時間等でございますので、そのあたり、臨機応変に対応できるような業者

設定をしていただくように、要望とさせていただきます。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかよろしいですか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第74号の審査を行います。

補足説明を求めます。

山本教育総務部長。

○山本教育総務部長 それでは、議案第74号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例は、本会議でもご説明させていただきました、児童福祉法に基づき、同事業の設置及び運営について条例で基準を定めるにあたり、摂津市子ども・子育て会議において検討いただき、今回、提案をさせていただくものでござひます。

それでは、条文につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨を、第2条は、用語の定義を定め、第3条は、「心身ともに健やかに育成されることを保障する」との基本理念について定めております。

第4条は、基準の向上、第5条では、設備及び運営の向上についての規定でござひます。

第6条は、児童の健全な育成、一人一人の人格の尊重、地域社会との交流・連携、自己評価の公表など、一般原則を定めております。

第7条は、避難訓練の実施、第8条は、職員の一般的要件、第9条は、職員の知識及び技能の向上等を定め、第10条は、

支援の提供に必要な設備や備品を備えること、児童1人当たりの面積をおおむね1.65平方メートル以上とすることなどを定めております。

第11条は、支援の単位ごとに2人以上の職員配置をすることや、職員の資格、一つの支援の単位を構成する児童数等を定めております。

第12条は、事業者による差別的取り扱いの禁止について、第13条は、職員による虐待の禁止について、第14条は、設備や食器等の衛生管理や感染症の措置等についての規定といたしております。

第15条は、事業所ごとに運営についての重要事項に関する規程を定めることを義務づけ、第16条は、職員や財産、収支、利用者の処遇についての台帳整備を規定しております。

第17条は、職員及び事業者に対する秘密の保持についての内容でございます。

第18条は、苦情対応のための窓口の設置や、運営適正化委員会が行う調査への協力についての規定でございます。

第19条は、開所時間について、授業の休業日は1日8時間以上、休業日以外は1日3時間以上とすること。年間の開所日数を250日以上とすること、本市独自基準といたしまして、あらかじめ市長と協議を行うことを義務づけております。

第20条は、保護者との密接な連絡をとることや、理解及び協力を得るように努めること、第21条は、市や学校など関係機関と連携を行うことを定めております。

第22条は、事故発生時に速やかに連絡及び必要な措置を講じることや、損害賠償についての定めでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では、施行期日を規則で定める日からとす

ることや、第2項では、職員の資格に関し、平成32年3月31日までの経過措置を設けること、第3項では、本市独自として児童数についての経過措置で、管理及び運営に支障がないと市長が認める事業所については5年間は適用しないことをそれぞれ定めております。

以上、議案第74号の補足説明とさせていただきます。

○安藤薫委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

南野委員。

○南野直司委員 それでは、1点だけお聞きしたいと思います。

この子ども・子育て新制度に伴って、児童福祉法の一部改正に伴っての施設及び運営に関する基準を定められましたということでもあります。国から大きい枠組みだけつくってくださいということで市町村においてきてつくられたと思います。

予算の配分であったり、詳しいことはまだ国も決まっていないというふうに認識をしているんですけども、一つ思いましたのは、今摂津市におきましては学童保育の事業だけに当てはまるのかなと思うんですけども、この条例の中身を見させていただきますと、例えばNPO法人の方であったり民間事業所さんであったりが手を挙げられて、放課後の、例えば児童クラブを開設しますというふうに手を挙げられたら、これは摂津市内で適用されていくのかどうか。その辺が気になりましたので、お聞かせいただきたいと思っております。

○安藤薫委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、ご答弁申し上げます。

今お話がありましたように、NPOなり民間事業所さんについてでございますけれども、児童福祉法の中で改正により

まして、届け出により事業開始が可能となっております。各市町村の基準条例をクリアしておれば、民間事業所が参入できるものとなっております。

ただ、先ほどお話ありましたように、現時点におきましては、新制度におきます国の財源が不透明となっておりますので、なかなか事業所さんも参入についての検討は不透明な部分が多いかと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 南野委員。

○南野直司委員 子ども・子育て会議でいろんなご意見を聞きながら、将来そういった、特に小学校であれば、低学年の子どもたちにあてはまると思うんですけども、摂津市として大きな子ども・子育ての新制度のビジョンを持っていただきまして、よく私もご相談いただいたりするんですけども、学童保育が終わった後の時間でも、1時間、2時間延長して預かってもらえるところないかなというふうにお声を聞きます。本当に働くお母さんがふえてきて、共働きのご家庭がふえてきて、ニーズというのは本当に高くなっているというふうに思います。

将来、そういった放課後における児童を預かっていただける場所の提供という観点で見据えていただいて、どうか取り組んでいただきますよう、これは要望としておきます。よろしく申し上げます。

○安藤薫委員長 ほかにございませんか。

東委員。

○東久美子委員 それでは、説明の中にもありましたが、摂津市子ども・子育て会議、12月に5回目がございましたが、その会議では委員の皆さんが活発にいろいろな思いを出されている会議だと受けとめております。まず、その子ども・子育て会議の中の意見が反映されている部

分があれば、そこのところを教えてください。

それと、第6条のところ「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により」ということになっておりますけれども、保護者側が障害を有する場合についてなんですけれども、そのあたりのことについてお聞きしたいと思っておりますので、お答えください。

それから、現在、学童保育に入れない子ども、待機児童はございますでしょうか。

それと、続いて第10条のところ「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上」となっておりますが、現在も同じだと思っております。ただ、本当に場所の拡大というんですか、子どもたちに適正な場所を確保することは非常に難しいんですけども、ここのところをぜひ押さえていただきたいので、かなりこれは厳しいと思っておりますが、この面積の確保ということについての今後の取り組みというんですか、そのあたりのところでお伺いいたします。

それから、第11条の4で「おおむね40人以下とする」となっておりますので、ここのところは、希望される方とかいろいろ数の問題はあるかと思っておりますけれども、理念のところに掲げてあるように「心身ともに健やかに育成されることを保障する」という観点から、この40人というところを守っていただきたいので、そこのところについて。

それから、職員の研修というところがあったと思いますが、私もこの摂津市子ども・子育て会議を傍聴に行かせていただいて、基本的に皆さんお考えになっているのは、子どもたちが、学校教育もそ

うなんですけども、どういう先生たちと向き合って伸ばしていただけるの、子どもが楽しく過ごせるのかということを出されていたと思うんです。そういう意味を含めまして、今、学校と学童が連携しないと、なかなか子どもの心の問題というのは解消しにくいところがあるんです。だから、摂津市も取り組んでいるいじめの問題もそうなんですけれども、学校で起きた問題を引きずってしまう、また逆の学童であったことを学校にということもあると思います。連携とか、いろいろしていかなければ、心身ともにというところになかなか課題が多くなる。

共通で研修する機会とか。ただ、時間帯が異なっておりますので、学童は放課後ですから、放課後から活動される。学校現場は、午前中とかは授業があるということで、ともにという研修はなかなか難しいと思うんですけれども、子どもに対する課題というのが本当にふえていると思うんです、数が。そういう意味で、毎回毎回ということではなく、重要な課題については一緒に研修するような研修のスタイルもあると思いますので、そのあたりについてよろしくお願いいたします。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。

木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、まず1点目、子ども・子育て会議での意見が反映されている部分があるのかということのご質問でございます。

ここにつきましては、第19条になりますけれども、「開所時間及び日数」という項目がございます。この中で第3項というのがございますけれども、この部分は本市独自の項目となっております。その第1項、第2項のところを開所時間及び開所日数の記載がございますけれど

も、ここの部分につきまして読んでいただきますと、「事業者は」ということで冒頭始まっておりますけれども、事業者が各事業所について定めると記載されております。

ただ、事業者が勝手に定めるということでは具合が悪いということのご意見もございましたので、一定この基準が守られるのかというのを担保する上で、市がチェックをするという意味です。それからもう一つは、一定、柔軟な運用というのも場合によっては必要になってくる可能性もございますので、そのあたりを含めて、市長との協議を義務化しております。

続きまして、第6条の「労働等」という部分についての解釈でございますけれども、こちらにつきましては委員ご指摘のとおり、障害等あるいは病気等で、ご家庭で子どもさんを見るができないという場合も含めての要件ということでお考えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、児童の待機のことでございます。毎年、若干ではございますけれども、学校によって待機の児童がおられる状況でございます。平成26年度につきましては、5月1日時点ではございますけれども17名ということでおられました。その後、退室されて入室される方が出てきておりますので、徐々に減ってはきております。今現在の数字を持ち合わせておりませんで、申しわけございません。数名まだいらっしゃるということで認識しております。

それから、第10条の専用区画の面積の基準についての確保の取り組みということでございます。これまでも入所児童が多くて、面積がどうしても確保しにくいというような場合につきましては、学

校との協力も含めてお願いをしてきております。

2年前になりますけれども、鳥飼小学校で子どもさんの数がふえたという時期がございましたけれども、そのときは修繕をいたしまして、学校の教室のうち校務員さんの作業室、それから用具を置く部屋になっていた場所がございましたが、そちらの部屋を半分お借りいたしまして、修繕をし、学童保育室のすぐ近くに保育室を急遽作製いたしました。そのように学校と連携して、使えるような部屋があれば利用するというようなことをしていきたいと思っております。

また、あらかじめわかっている場合につきましては、以前、千里丘小学校や味舌小学校では学童保育室の新設というようなことも、プレハブ教室をつくるということもしてまいっております。

それから、第11条の4の児童の数についてでございます。

こちらにつきましては40人以下ということになっておりますけれども、現在、本市では70人を超えますとクラスを分割するという形で運用をしてきております。こちらにつきましては、国の示すガイドライン、それから国の補助金の枠組みが一定そのような形になっておりますので、それに基づいて実施をしてきているところでございます。

附則のところに、一番最後になりますけれども、児童の数の基準に関する経過措置というのを設けさせていただいております。こちらにつきましては、支障がないと市長が認める場合については、5年間につきましては、この数について適用しないことができるというふうに定めております。

先ほど財源の見通しがなかなか見えないということで、南野委員からもご質問

がございましたけれども、この児童の数に関しての部分についても同じような状況になっております。40人で分割したときに、それに対応する財源がもらえるのかということにつきましては全く不透明な状況になっております。このとおりで運営しますと、指導員の数をやささないといけないという状況になってまいります。財政当局等とも話をさせてもらった中で、ここの部分につきましては、この附則に書いてありますように、導入につきましては、その財源がある程度見えるまでは適用しないという形で、従来どおりの運用という形で進めさせてもらいたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

それから、最後、職員の研修についての項目についてでございますが、これまでから、指導員については研修を実施してきております。やはり、委員おっしゃってられますように、子どもさんに対して的確な対応ができる、また保護者に対してもご理解いただけるというのが非常に大事なことであると思っておりますので、安全講習や防犯研修などのほかに、児童心理についての研修であったり、支援の必要な子どもさんに対しての研修などを専門の方、例えば支援学校の先生に来ていただいたり、家庭児童相談室の心理士からご説明させてもらったりというようなことをしてきてまいっております。また、研修の仕方も、初任者、業務につかれて年数が浅い方と、それから一定年数たった方を分けて実施するなど工夫をしてきているところでございます。

ご質問のありました学校の教職員の方々との共同の研修という取り組みでございますけれども、なかなか時間的なものなども含めて難しい面があるかと思えます。今後、この基準条例の中でも学校等の連

携という部分がございますので、どのようなことができるのかは、研修も含めて研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 山本部長。

○山本教育総務部長 少し補足だけをさせていただきます。

本条例の中にいろんな基準がございますけれども、「おおむね」と書いておりますところが数か所ございます。それは、委員からご質問がありました面積の基準のところと、児童の一の支援の単位のところでございます。

国の基準もこうなっておるんですけども、申し込みがちょうど40名で切れるようなときはいいんですけども、四十数名来られた。そういうときに、その方を待機として待っていただくのかとなったときに、それぞれ、場合によっては若干弾力的な運用をして、その場その場で判断をしていかなければいけないときが来るのかなと。そういうことも、やはり国も想定をしておられると思っておりますので、子どもさんの1人当たりの面積と一つの支援の単位の40名というところにつきましては「おおむね」というふうにさせていただいております。基本的にはこの数字でいきたいと思っておりますけれども、やはりそのときの申し込みの状況によって、場合によっては少し弾力的に判断をしなければならないという時期があるかと思っておりますので、その辺はご理解をお願いできたらと思っております。

○安藤薫委員長 東委員。

○東久美子委員 今説明いただきまして、わかりました。

私は、摂津市の子ども・子育て会議、本当にここは活発に意見が出ているところで、やはり出た意見が、今説明していただいたように、生かされているという

ことが今後の会議の活性化にもつながると思っておりますので、また委員さんの意見を反映させるような、反映して、いい施策にお願いいたしますということと、それから、今補足で説明いただいた件なんですけれども、私も数で切るというのは本当に厳しいことだと思うんです。それについては、基本的な1.65平方メートルであったり40人以下ということは一定の基準で、それ以上のものというんですか、そういう余裕があれば、子どもがふえてもということで対応できますので、そういうふうな目指すところというんですか、という一定の数値だというふうに受けとめたいと思っております。

でないと、先ほども待機児童のことをお伺いしたんですけれども、お勤めであれば予定が立つことかもしれませんけれども、病気であったりとか、いろいろな事情が起こったときに、お願いして子どもを学童保育にと思っておられる方が、基準が、数がということで切られていくというのは本当に厳し過ぎると思っておりますので、そのところはやわらかな、弾力的な形の対応で、今の段階ではベストだと思っております。

研修なんですけれども、研修については、各学校ごとに違うかもしれませんけれども、学童の指導員の方と、学期ごとであったりとか機会を設けてとか、子どもたちの学校の情報ですね、学校でこんな頑張っているよというふうなこととか、そういうふうな情報とか、交換とか、それから学校はこういうことを取り組んでいますという学校の教育内容について交流とか、学童で今こんなことしていますという交流とか進んでいる学校もあると思うんです。だから、そのあたりは本当に子どもが1日の流れなんです。学校、学童という切り方でなくて、指導する人、

指導者が連携して子どもたちを見守ってほしいというところが一番の願いだと思いますので、そういう観点での研修を組み立てていただきたい。

となると、夏季休業中であれば、学校側はちょっと時間のゆとりがあるかなと思いますので、できないことではないと思いますので、ぜひ研修については、本当に課題が多いですから、ぜひ検討していただきたいということでお願いします。

全て説明していただきましたので、今後の要望としますけれども、よろしく願いいたします。

○安藤薫委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 何点か質問をさせていただきますと思います。

まず第9条の2なんですけれども、研修のことでございまして、東委員も質問されておられました。木下課長から答弁いただいたんですけれども、そこはよく理解できましたけれども、その中で安全研修のことにも、講師の説明はされませんでした。していくんだというお話があったというふうに思います。

これは学童だけにとどまらず、子どもと接する皆さんは、これ教育長ね、学校の先生ということも含めてお聞きいただきたいんですけど、本当にこれは真剣に向き合っていかなあかんと思うんです。つまり、何か事故が起きて、あっ、これはもう応急処置で済むのか、あるいは救急車を呼んで病院まで搬送しないといかんのかというところの判断は、非常に専門的で難しんだらうと。そういったことも、やはり、子どもに接する以上は求められるんだらうと思うんです。そういった観点からして、安全研修をこれからどのようにしていくのか。今現在どのようにされているのかということも含めて、一

度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、第10条、これも先ほど質問に出ておりました。「おおむね」ということで、弾力的な運用をしていくんだということ。山本部長から補足で説明いただきましたけれども、これを見ておりますと、いわゆる事業者が独自で判断できるものなのか。あるいは、弾力的に、例えばですよ、40人というか、例えば専用区画の面積が若干狭くなりますよといったときについても、これは事業所の判断で運用ができるものかどうなのか、これは市として判断していくことになるのか、この点につきましても、少し細かい話になりますけれども、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、これも少し細かい話になるんですけど、第12条です。第12条の表現というのは、例えば労働基準法に出てくる表現とよく似ていると思うんですけど、例えば信条なんかによって差別的な取り扱いをしてはならないという表現をされておられます。そこだけとれば、そうなのかなと思いますけれども、しかし信条によっては、これ子どもと向き合うことが本当に適切なのかなということ。疑わざるを得ないような状況もあるのかなというふうに思うわけなんです。その点について、これは杞憂に終わればいいんですけど、この第12条といったものをてこにされて、そういった方が子どもと向き合っていくということに引き続きなっていくということは、私は余り好ましくないように思っております。この第12条、あえてこの中に入れられたその狙いですね。少しお聞かせをいただきたいと思います。

それと、あと1点ですけど、第19条でございまして。これは南野委員も質問されておられましたけれども、今現在、

学童保育をされておられまして、その後、学童保育が終わった後に、もう少し子どもを預かっていただきたいという声は私も、そう多くはありませんけれども、聞くことがございます。そういった声に答えて、市内の事業所で対応していただいているというようなケースもあるのかというふうに思っておりますけれども、現状がどうであるのか。

そういったことを、摂津市のこの基準の中で設けていくと仮になっていったときには、第19条の(2)です。小学校の授業の休業日以外に1日3時間という基準が設けられているわけです。となってくると、ここは少し弾力的に運用していくということになると、今ある既存の学童、まずは子どもが行く。その後に民間の事業所のお力もお借りして、もう少し延長的に見ていただくということになると、この3時間というところがネックになってくるのではないかと思いますけれども、この点につきましてもお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○安藤薫委員長 答弁を求めます。よろしいですか。

木下課長。

○木下子育て支援課長 それでは、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の安全研修についてどのようにしているかということでございますけれども、現状では全指導員を対象にいたしまして、消防職員によります救命講習、AEDの使い方も含めた心肺蘇生法などを実施しているところでございます。また、防犯研修といたしまして、警察署の職員に来ていただいて、防犯、護身術、不審者の対応等の研修をしていただいております。さらに、不審者の侵入を想定した防犯訓練等もしてまいってお

ります。

いろんなことも想定しながらしておりますけれども、やはりおっしゃっておりますように、日ごろからの備えというのが大切だと考えておりますので、マニュアルを作成してきております。これにつきましては、例えば新しい情報としまして、PM2.5であるとか、新しいものが加わったときには、それを加えて改定するような形をしてきております。いろんな形で、事務局もマニュアルの整備、それから研修体制の充実等に努めてまいりたいと思っております。

それから、次の事業所におきます判断の基準ということでございますけれども、こちらにつきましては、事業所から新たに開設したいということになりましたら、届け出がされます。その段階で、どのような内容で保育をされるのかというのは一定チェックはさせてもらえることになるかというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思えます。

次に、第12条の差別的取り扱いということでございます。危惧されている部分があるということでご質問でございますけれども、やはりこちらにつきましては、一定利用者の方、それから保護者の方も含めた公平な取り扱いというのが必要になってくるという観点から、こちらの項目のほうを入れさせてもらっております。ご理解をよろしく願いいたします。

それから最後、第19条の開所時間の話でございます。先ほど東委員のときにご説明させていただいたように、第3項で市長のほうと協議を義務づけております。この中で、一定弾力的な運用というのが必要な場合につきましては、それも含めて協議の中でお話をさせていただければというふうに思っておりますので、

ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○安藤薫委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、安全の研修のことなんですけれども、今のPM2.5とか、いろいろお話しいただきましたけれども、もっと身近に起こる事故というのがあると思うんです。例えば、子どもがうんていであるとか鉄棒をしていて脱臼をするというようなこともあるわけです。じゃあ、脱臼したときに応急手当てできますかと。まず応急手当てをしてから救急車を呼んで、病院でしっかりと見ていただくという手順があるわけです。そういったことが、果たしてできるのかなというふうに思うんです。この第11条の3の中で、いろいろな条件を挙げていただいています。こういった方々が、今までそういったことを研修の中で受けられたことがあるのかと思うと、少し私は疑問に思うところがあるんです。保護者の視点からすると、東委員おっしゃられたように、教育的な観点から子どもにアプローチできる方と、もう一人、そういった何かあったときに、医学的というか、医療的に何かできるような、対応できるような方がおられると、非常に保護者としては安心できるのかなというふうに思っております。

これは、そこを基準の中でうたうことはできないかもしれませんが、ぜひ、こういった体制をとると、より保護者の皆さんが安心をして子どもを預けられるのか。そして、また南野委員もおっしゃっておられましたけれども、新たに、私は民間の事業者にもどんどん参加していただきたいと思っておりますけれども、そういったことにつながっていくのか。それによって、子どもが放課後、どのような形態になっていくのか、繰り返しに

なりますけれども、ということを取津市として総合的に私はつくっていかないといけないというように思っておりますので、これは、あくまでも基準としてはこれで結構なのかもしれませんが、研修を含めて、今後いろいろと工夫をしていきながら運用していただきたいということ要望として申し上げたいと思います。

それから、第10条に絡めて、その弾力的な取り扱いについてお聞かせいただきました。確かに、面積要件は事前に市と協議をすることによって、これはできるのかもしれませんが、ただ、第11条のところにおける人数のことにつきましては、これはその都度その都度出てくるわけです。今、鳥飼小学校の件、例として課長から触れていただきましたけれども、そうなったときにも、仮に人数の要件がふえてきたときにも、事業所独自の判断でできるのか、そこはやはり市と協議してくださいよということになっていくのか、そこは一度、大事なことだと思いますので、確認をさせていただきたいと思います。

第12条なんですけれども、これは、信条というのは、私は特に政治的な信条ということをお願いしているのではなくて、要は、今現在そうだと思うんですけれども、学童保育で子どもたちと向き合っている方々は、恐らく取津市内で在住されている方が多いんだろうなというふうに思うんです。となってくると、やはりいろいろなうわさ話なんているのも飛び交うわけでございます、その方が、例えば地域の中で、あるいは学校のいわゆるPTA活動なんかでどのような活動をされてきたのかということは、これはやはり一定考慮していくべきでないのかなというふうに私は思うんです。

採用の段階で、事業所が豊かな人間性

及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるというような表現をされておられます。これはあってはならんことではありますけれども、採用の際にはそういったことを宣言をするというか、ということをおっしゃりながら、しかし地域ではそれと違った活動をされておられるという方が、今おられないと思いますけれども、もしそういった方がおられた際には、私はやはり、これは学校の教師じゃなくて学童保育に係る人だとしても、余り適切じゃないというように思っております。そういうことも含めて、私は、採用するときもそうでありまして、その都度その都度チェックをしていかなければならないというふうに思っております。

きょう、答弁してくれとは申し上げませんけれども、ぜひそういった観点も持ち合わせながら指導者の採用というか、その都度その都度のチェックにも当たっていただきたいということを、これお願いとして申し上げたいと思います。

それから、第19条のことにつきまして、よく理解ができました。市独自ということで、これはある種、子育て会議の意見も参考にされたというふうに思っておりますけれども、保護者が今現在の学童保育の時間が足りないんだという声もあるんだろうというふうに思っておりますので、今の学童保育の時間を延長するのか、あるいは民間のお力を借りてやっていくのかということにつきましても、いろいろな地域の事情といったものも考慮していただきながら、子どもの居場所づくりにつきましてしっかりと努めていただきたいというふうに思っております。

1点だけ、よろしく願いいたします。

○安藤薫委員長 木下課長。

○木下子育て支援課長 そうしましたら、第10条のところで、例えばその人数の

弾力的な運用が出てきた場合ということでございます。

こちらにつきましては、当然、事業者さんからどのような運用をするのか、その都度協議をいただきながら進めていくことになろうかと考えております。よろしく願いいたします。

○安藤薫委員長 山本部長。

○山本教育総務部長 先ほど、弾力的運用のところ、私も答弁させていただきましたので、今現在、市の直営というような形でさせていただいています。一定、それが一つの基準になっていくのかなと。本市として今やっておりますので、一定の基準も日々の中でお示ししていただきながら、やはり新しく、もしご提案といえますか、事業の申請があられたところには、最低ここまで守っていただきたいということは、事業を当てるに当たって、我々としても説明をしてまいりたいというふうに思っております。

○安藤薫委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一郎委員 最後は要望とさせていただきたいと思っておりますけれども、この基準条例ができることによって、可能性として、新たな民間の参入であるとか、開けてくるのかなというふうに思っております。

ただ、そのときに、やはり市としてどこまで主体的に関与していくのかという姿勢も、その一方で問われてくるのかなというふうに思っておりますので、その一例として、きょうはその人数のことについてとか、あるいはその面積のことについても少し触れさせていただきましたけれども、ぜひそういった姿勢をこれからも持ち続けていただきながら事業に当たっていただきたいということを要望として申し上げたいと思います。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 それでは、この摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、たくさんの皆さんのご意見が出ましたので、私も簡単にまとめていきたいと思うんですが、国の条例を摂津市に持ってこられた。それと、摂津市独自の条例の中に盛り込まれている部分、40人を、経過措置をとって5年間という部分、こういったところもいろんな子ども・子育て会議の中から出た意見を反映してつくられたんだというふうに思っております。

私は、国のほうで、今子育て支援という形で、保育のほうも子育て支援制度が変わりました。先ほど放課後デイサービス、これも国のほうで改正がされて、そして、先ほど言いましたようにどんどん需要がふえて負担額もふえているという状況の中で、この学童保育の小学校の部分だけは、この摂津市は延長を、何度も私も議会でお話をしましたけれども、5時半までのままでございます。

私も小学生を持つ母親として、やはり一番この小学校のときに仕事を持ったままで、子どもを学童に入れて、それから5時半に帰ってきたその間、7時、8時に帰ってくるお母さんたちもいらっしゃると思うんですけど、その間、子どもたちは1人で家にいる、また外をうろうろする、こういったところの部分の何とか補完していかないといけないということは、これはもう教育委員会の方々たちも非常によくわかっていることだというふうに思います。そこにプラスアルファ、学力の低下という問題があって、東委員も多分おっしゃっていたと思うんです。南野委員おっしゃっていたと思うんですけども、いろんな意味で、その部分を何とかもっと活用できないのかということところが今一番問われているところだとい

うふうに感じています。

この近隣で「まなびや」というような、各団体さんが、学校終わった後、子どもたちに勉強を教える。勉強だけではなくて、勉強以外のこともやるというような団体さんが五中のほうにもチラシを配っていらっしゃると思います。そういった団体の手をかりていかなければならない部分ももちろん出てくると思います。そういったときに、この学童保育のあり方、それから今現在の延長の部分に関して、今後この摂津市ではどういうふう考えられているのか。私は、教育長にそこのあたりをご答弁いただきたいというふうに思います。

第5次行政改革の中で、学童保育は民間委託をするというような方向もございますので、民間委託をするまでの間、いろんな条件がここに出てくると思います。民間委託にするに当たって、場所の確保はどうするかというようなこと。それから、民間委託にすれば、もちろん人員もこういった人員でやっていくのか、それから受け入れキャパシティはどれぐらいなのか、こういったことも全て決めていかないといけないと思うんですけども、それまでの間、今の子育て支援制度もどんどん進められて、働く保護者の方たちを支援していくという中で、摂津市のその考え方としては、教育長、どういうふう考えられているのか、最後にお聞きしたいなと思います。

○安藤薫委員長 先に山本部長。

○山本教育総務部長 課題でございます保育時間の延長でございます。

今、委員からもございましたように、第5次行革の中でサービス向上をしていく一つのテーマ。ただ、やはり財源の問題も、委員もいつもおっしゃっておられます。その辺をうまくクリアするのに、

今、少しお時間をいただいているというところでございます。その中で、こういうような条例制定のお話も出てまいりました。

今現在、国といたしますか、大阪府の考え方として、補助金が1つの小学校区に1つだというふうな1つの考え方がございます。そうしたら、今の学校でやっている以外を2つ目と数えられますと、そこには補助の対象にはならない。市がそこに事業をお願いしたり、そこをお願いする場合、全て単費でのことになるというふうなことも今現在は考えております。

今後いろんなことが示されてくるのかと思います。マスコミなり新聞報道なりを通じて、私もいろいろ聞いております。場合によっては送迎に対する補助もあるやら、マスコミ報道がございました。先ほど嶋野委員もおっしゃいましたけども、今民間でやっておられる、1日2、3時間やっておられるところも現実にあるではないか。そうしたら、これは私の勝手な思いなんですけども、今は市でやっている部分と民間の保育園さん等々でやっておられる分が2つと数えられると思うんです。今の補助制度であればですね。今後、もしその送迎も含めて考えたときに、これを1つというふうな形で府なり国なりが弾力的に考えていただければ、今の小学校の環境、送迎についても何らかの財政的支援がある。そういうことになれば、喫緊にはそういうことも見えてくるのかなと思うんですけども、今、歳入の制度が全然我々に伝わっておりませんので、いろいろと担当、子育て支援課といろいろ想定はしておりますので、その1つが今例示としてお示しさせていただきました。

ただ、これは全くの内部検討案というふうなことでございますので、補助制度

がいろいろ見えた段階で、もう少し具体的にご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○安藤薫委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 こんなところで私ごとを言うのもあれなんですけども、私のところも共働きの、今も勤めておりますので、子ども3人育てるに当たりまして、保育所にお世話になって、子どもらが就学したら学童にお世話になっていました。そういう意味で、やはり保育所を上がって、小学校の1年、2年、3年生のときに子どもたちをどうするかというのが、保護者の方々の一番悩まれるところだというのはよく理解をしております。

今の国のほうも女性の社会進出といたしますか、力をお借りするということで旗を上げていただいておりますけども、実際、山本も申しましたけど、そういうことをしていくためには、社会全体で子どもたちを守って育てていくという意味で、予算的な措置もきちんとお願いしたいと思います。さまざまな危機対策の必要な部分もありますから、きちんとしたシステムをつくった上で子どもたちをお預かりしていかないといけないんだろうなと思います。

また、一方、そういう思いと、保護者の方には、やっぱりできる限り子どもと触れ合う時間、お仕事もお忙しいでしょうけども、できるだけ子どもとの触れ合う時間も大切にしていきたいなという思いもありますので、そのあたりも含めて今後考えていきたいというふうに思います。

○安藤薫委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 財政の問題は非常に大きな問題でございますので、簡単には、スムーズにはいかないということも重々よくわかっております。

ただ、やはり小学校の低学年の子どもたちというのは、基本的に一番やっぱり重要な時期でございます。今、未就学園児にも力を入れるというようなこともされておりますけれども、今現状としては、1年生、2年生、3年生の子どもたちというのは、学童保育の中でも、5時半になったら真っ暗な中を帰っていったりとか、それから鍵を持って、家の中で1人でいたりとか、そういった子どもたちが非常に多いです。そこで宿題もなかなか思うようにできていない、学力が到達していない子どもにとっては、もう宿題をやるだけでも精いっぱいである。保護者が見ていられない状況の中でやっていくのも困難な状況であるというようなことも、本当に現実でございます。

ですから、できるだけ地域性に合ったような、私は国基準だけではなくて、やはり摂津市のオリジナルな形で、いろいろ地域性も考えて、含めた学童保育のあり方というものをしっかりと考えていって、そこに財源がどういう形で乗ってくるのか、これ未定でございますけれども、ある程度、先ほど山本部長がおっしゃったように、しっかりとある程度、憶測でもいいんですけど、計画的なことを考えていく必要があるのかなと思いますので、これはもう要望とさせていただきます。

以上です。

○安藤薫委員長 ほかは、よろしいですか。追加はいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午前11時48分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

続いて、議案第79号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、議案第80号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第64号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第73号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第74号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第79号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

議案第80号について、可決することに
賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定
しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前11時51分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り、署名する。

文教常任委員長 安 藤 薫

文教常任委員 嶋 野 浩一朗